

# 東南アジアから東アジアへの国際移動と再生産労働の変容

おがわ れいこ  
小川 玲子\*

ワン・チェンヤン  
王 増勇\*\*

リュウ・シャオチュン  
劉 暁春\*\*\*

## 1. はじめに

グローバリゼーションはこれまで遠く離れていた地域や人びとを結びつけ、新しい社会の再編成を生み出すプロセスである。グローバル化は、単に国境を越える資本、情報、モノ、ヒトの移動を活発化させただけでなく、これまでナショナルな領域によって担われてきた制度や慣習、生活スタイルの解体・再編成をもたらしている。東アジア<sup>(1)</sup>は少子高齢化という共通の人口動態の変容に直面しており、1990年代以降、日本をはじめアジアNIES (Newly Industrializing Economies = 新興工業経済地域) 諸国として急速な経済発展を遂げた韓国や台湾には、東南アジアからの国際移動が活発化している。

本研究では、東南アジアから東アジアへの人の移動において、<移民の女性化>と<再生産労働のグローバル化>という2つの力学に着目する。女性の単身による出稼ぎ労働は1970年以前は多くは見られなかったが、1990年代以降、アジアNIESを中心とした「家事労働者」の需要の増大により<移民の女性化>は加速する (Castles and Miller 1993: 133)。多くの途上国からの移民女性<sup>(2)</sup>たちは、先進国やアジアNIESにおいて女性化された労働である家事労働、エンターテイナー、介護労働や工場のライン

労働者として非熟練の低賃金労働市場を中心に雇用されていく。また、<再生産労働のグローバル化>とは、グローバル資本による再生産領域の市場化を意味する (伊豫谷 2001)。これまで労働力の再生産は「国民」の再生産として現れており、国家を媒介として初めて成立しえていた。しかし、グローバリゼーションは再生産労働のナショナルな枠組みをも解体させ、新しい方法で再編成しようとしている。その過程において、女性は公的・私的領域の両方において再生産労働の担い手として包摂される。東アジアにおいては少子高齢化による生産労働人口の減少により、女性の労働市場への参加が促進され、フィリピンやインドネシアなどの東南アジアにおいては、外貨獲得のひとつの手段として女性による海外出稼ぎ労働が奨励されている。東アジアと東南アジアにおける女性の労働の「発見」は、生産労働よりも再生産労働の分野において特に顕著に表れている (伊豫谷 2001)。

東アジアは少子高齢化という共通の人口動態の変容に直面しながらも、再生産労働の在り方は国家の政策や制度によって大きく異なる。本稿は、日本、台湾、韓国において再生産労働を担う東南アジアからの女性たちが、どのような政策や制度によって流入し、どのような言説のもとに置かれているのかを比較し、グローバル化のもとで

\* KFAW客員研究員、九州大学アジア総合政策センター准教授

\*\* KFAW客員研究員共同研究者、国立陽明大学保健福祉研究所准教授 (台湾)

\*\*\* KFAW客員研究員共同研究者、国立台湾師範大学ソーシャルワーク研究所助教授 (台湾)

進行する社会の再編成過程を東南アジアからの移住女性の視点でとらえることを目的とする。第2節では東アジアにおける国際移動の特徴について概観し、第3節（小川玲子担当）では、日本において歴史的に形成された2つの移民女性の流入形態であるエンターテイナーの受け入れと、経済連携協定による看護師・介護福祉士の受け入れを、国際移動に介在する国家と市場という観点から比較する。第4節では「台湾における移民介護労働者の受け入れと福祉レジーム」（王増勇担当）と題して、台湾において移民が担う介護労働の課題と移民に対するメディア言説を分析する。第5節では、「台湾における結婚移民の受け入れと課題」（劉暁春担当）として、ソーシャルワークの観点から結婚移民のサポートシステムの在り方について論じる。第6節では、日本と台湾における介護労働者の移動の比較を行い、最後に再生産労働の国際移動における国家と市場の役割について考察する。なお、本稿執筆の時点で韓国の共同研究者からの原稿提出が遅れたため、韓国と台湾の国際結婚の比較については、最終報告書に含めることとする。

今後ますます活発化することが予想される国際移動に対して、EU（欧州連合）やアセアン（ASEAN＝東南アジア諸国連合）のような地域共同体の枠組みがない東アジア地域においても、近い将来、倫理的なリクルートメントを含めた人権メカニズムの設置が望まれる。本稿がそのためのささやかな試みとなれば幸いである。

## 2. 東南アジアから東アジアへの国際移動

### (1) ケア労働者と国際結婚

イェーツによれば、再生産労働とは下記

のように定義される。

商品とは異なる人間及び人間生活を創造し維持するための労働。これらの労働は、生物学的生産（生殖のための性労働）、ライフサイクルを通じた個人の維持（他人の世話や面倒をみること）、体系的な再生産（教育、社会的紐帯、社会的価値）を通じて社会システムの維持を行うこと（Yeates 2009: 5）。

グローバル化の影響をもっとも受けているのは生産労働だけでなく、再生産労働の分野であり（伊豫谷 2001）、再生産労働という概念はこれまで移民女性を分断してきた各種のカテゴリーを同一のものとして把握することを可能にする。これまで移民研究における経済理論の優位性は、移民を契約労働者か外国人花嫁かという形で区分しており、移民女性を語る場合、これまで労働者としての移民と国際結婚の花嫁、介護労働者とセックスワーカーは異なるカテゴリーとして論じられてきた。これらのカテゴリーは、別々のラベルを移民女性に付与し、ステレオタイプを構築する。しかし、近年のフェミニズムによる移民研究は、移民女性たちが家事労働者、介護士、セックスワーカーや外国人花嫁という既存のカテゴリーと交渉することで、自分たちの役割やアイデンティティを変容させようとしていることを明らかにしている（Piper and Roces 2003）。

本研究では、いくつかの理由によりケア労働者の国際移動と国際結婚の両方を射程に入れている。第1に、移民するという経験をプロセスとして捉えたとすると、入国時点の資格のみで分類することは機械的であり、再生産労働の再編成という枠組みに照らした場合に、限界があると感じるからである。移民女性は数多くの役割をこなし

ており、その役割は時の経過とともに変化する。例えば、フィールドワークをしていると、看護師としての教育を受けたがエンターテイナーとして来日したり、エンターテイナーとして働いていたが日本人男性と結婚して現在は介護職に就いていたり、日本人男性と結婚して離婚した後に台湾で介護職の仕事をしている女性など、さまざまな移民女性たちの人生に出会う。しかし、女性たちが交渉している領域は、ジェンダー化されたホスト社会においてすでに決定・構築された再生産領域である場合が多く、女性たちは状況に応じて役割とアイデンティティを交渉しながら、生存のための「グローバルサーキット」(Sassen 2002)を循環しているのである。

第2に、経済的な格差がある国同士における国際結婚では、結婚移民は出身国の家族に対して継続して責任を負っているケースが多い。そのため、結婚移民は移民労働者と同様に、外国で家庭生活を営みながらも、出身国の家族への送金が継続される。また、年齢差のある夫婦の場合、女性は夫と夫の両親に対して無償の介護労働を提供することが期待されており、結婚移民は家庭という親密圏で暮らしながらも再生産労働に従事する移民労働者との境界線はあいまいである。

第3に、移民労働と国際結婚という2つのカテゴリーを統合することで、新しいケアレジームが3カ国<sup>(3)</sup>においてどのような輪郭を持っているのかを把握することができる。近年にいたるまで、ケアワークは国民国家の枠組みの中で完結していた。例えば、日本においては社会福祉や社会政策の領域で移民や外国人労働者のことが取り上げられたことはほとんどなく<sup>(4)</sup>、移民研究においては男性非熟練労働者の問題が主流であった。2008年に経済連携協定の締結によ

り東南アジアから看護・介護労働者の参入が行われたことがきっかけとなり、この2つの分野の共同作業が行われるようになりつつある<sup>(5)</sup>。現在、東アジアで進行するグローバルなケアワーカーの循環は、社会福祉や社会政策研究を1カ国の中だけで完結させることを不可能にし、これまでの方法的ナショナリズムを問い直す。3カ国におけるケアレジームの再編成過程を明らかにすることは、人種化され、ジェンダー化された社会のありようを描き出すだけでなく、ケアレジームにおける国家の介入についても考察することを可能にする。

## (2) 東南アジアから東アジアへの国際移動

「移民労働の女性化」がアジア地域において顕著であるのは、東南アジアの女性の労働力が男性や他の地域の女性たちに比べて、比較的柔軟であることに起因する(Lim and Oishi 1996)。東南アジアは中東や南アジアと比べて、結婚前の若い女性を海外に出稼ぎに行かせることを制約するような社会規範が厳しくないこと、女性の労働参加率が比較的高いこと、政府や民間による送り出しが活発であり、社会的ネットワークが存在することなどが挙げられる。フィリピンでは1970年代以来、低迷する経済と高い失業率を回復させる手段として海外出稼ぎが奨励されており、人口の10%が海外出稼ぎとなっている。インドネシアは、1997年の経済危機以降、積極的に海外出稼ぎを推進しており、いずれも送り出しと保護のための政府機関が設立されている<sup>(6)</sup>。

東南アジアの移民送り出し国と東アジアの受け入れ国における1人当たりのGDPを比較すると受け入れ国では約10倍になっており、人間開発指数(HDI)にも大きな開きがあることが分かる(表1)。一方、受け

入れ国では少子高齢化が進行しており、人間開発指数に比べてジェンダー・エンパワーメント指数（GEM）が低いという共通点を持つ。

日本、台湾、韓国は人口動態の変化という点だけでなく、いくつかの点でも共通の傾向がある。第1に、第2次世界大戦後に大規模な移民の受け入れを経験した西欧と比べると、東アジアにおいては移民受け入れの歴史が比較的短いことがあげられる。ただし、これは必ずしも東アジアにおける人の移動がなかったことを意味しない。台湾は、17世紀以降中国大陸から漢族の移住が活発になり、先住民民族に対する圧迫を繰り返

しながら定着していった歴史があり、韓国には19世紀後半に仁川、釜山、元山の3つの港が開港した際に清国から朝鮮に渡ってきた商人たちを起源とする在韓華僑などのコミュニティが存在する<sup>(7)</sup>。日本では1945年に朝鮮や台湾などの植民地出身者が200万人程度暮らしており、戦前は「国民」のうちの30%は民族的には日本人ではなかった（小熊 1995）。敗戦とともに、多くの植民地出身者は帰国をしたが、帰国することができなかった約60万人の韓国・朝鮮出身者は、最近にいたるまで最大のエスニック集団を形成していた。しかし、このようなオールドカマーたちは社会の中では

表1 送り出し国と受け入れ国比較

	日本	韓国	台湾	フィリピン	インドネシア
1人当たりGDP (PPP US\$)	38,475	19,136	16,987	1,845	2,238
特殊合計出生率	1.37	1.22	1.14	3.1	2.2
平均余命 (歳)	82.7	79.2	78.57	71.6	70.5
人間開発指数の ランク	10	26	25	105	111
ジェンダー・エン パワーメント指数 のランク	57	61	-	59	96
外国人総数	2,152,000	1,160,000	総数 760,454 労働者 345,755 結婚移民 414,699	374,800	135,000
人口に占める 外国人の割合	1.74%	2.34%	1.3%	0.4%	0.1%
外国人総数に占め る女性の割合	54.0%	51.4%	移民労働者 63% 結婚移民 92.6%	50.1%	46.0%
国際結婚の割合	5.5%	11%	23.4%	-	-
再生産労働に従事 する移民女性の 職業と人数	(元)エンターテイ ナー 約20万 日本人配偶者 37万 看護師・介護福祉 士候補者 (2年間で 最大) 2,000	結婚移民 144,000	介護職 168,427 結婚移民 414,699	-	-

(出典) 法務省入国管理局統計 (2008)、内政部統計處 (2009)、IMF (2009)、UNDP (2009)、World Bank (2009)。

不可視化されており、多文化共生に関する議論と並行して、排外主義的なナショナリズムの攻撃対象となっている<sup>(8)</sup>。

このようなオールドカマーたちの社会統合が模索される中、日本では1980年代のバブル期に合法・非合法を含めたニューカマーの外国人の流入が増加し、韓国、台湾はともに1990年代に入ってから移民の受け入れが活発化した。3カ国共に、移民の問題が本格的に政治的な課題として浮上してきたのは少子高齢化という人口動態の変容に直面してからのことであり、西欧が1945年以降経験したような移民の社会統合のための模索は始まったばかりである。

第2に、上記の点と関連して、3カ国においては移民の人権や市民権、政治参加に関する議論は端緒に就いたばかりである (Castles 2004)。ヨーロッパにおいては、移民が地方自治に参画するための制度が1960年代後半から徐々に形成され、政策決定に移民自身が参加する施策があるが (Anderson 1990)、日本の都道府県と政令指定都市で条例あるいは要綱などにより設置された外国人会議があり、外国人の委員が公募で選ばれているのは61の地方自治体のうちのわずか16にすぎない (多文化共生センター 2007)。また、日本が市民のおよび政治的権利に関する国際規約 (自由権規約) および経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約 (社会権規約) を批准したのは採択から13年後の1979年になってからであり、難民の地位に関する条約、女性差別撤廃条約、子どもの権利条約、人身売買防止条約などを批准しているが、移民の市民権という点ではまだまだ課題が多く、市民権を得るための手続きや基準は必ずしも明確化されているとはいえない (Yamanaka 2004, Surak 2008)。1960年代のヨーロッパ同様に、現代の東アジア諸国で

は、移民は一時滞在者としてとらえられているため、外国人労働者が市民であるという意識は希薄である (Castles 2004)。

第3に、100余りの言語と民族が共存する多民族国家であるフィリピンやインドネシアと比較すると、東アジアの3カ国は相対的に均質な国民概念を形成していると言える。日本と韓国は原則的にモノリンガル (単一言語) の国家であり、エスニックコミュニティの規模も小さい。日本は日本人の特殊性、純粋性、優越性を強調する「日本人論」や、「日本語」や「日本文化」を称揚する言説があり、日常生活においても外国人に対する差別的な言動が存在している。総務省の「多文化共生の推進に関する研究会報告書」などが地方自治体の施策に関するガイドラインを提示しているが、「多文化共生」の概念と実践が市民の日常生活にまで浸透しているとはいえない (李 2009)。一方、韓国においては、「誰が韓国人か」という質問に対して、第1の条件は「国籍」(88.2%) としながらも、「韓国籍取得外国人」を韓国人の見なすのは28.1%にとどまるという矛盾した結果が報告されている<sup>(9)</sup>。ただし、韓国は不法滞在者や労働災害の温床となってきた産業研修生制度に代わって、労働基準法の適用や労働災害保険などへの加入が認められる雇用許可制を2004年に導入し、2007年には研修生制度を全廃した。また、2006年には外国人処遇法、2008年には多文化家族支援法など外国人支援のための法律を成立させ、多文化共生社会へと大きく舵をとっている。

第4に、3つの国ではケア労働の外部化が進行している。グローバリゼーションの影響を最も端的に表しているのは再生産領域の再編成であり、高齢者の増大と少子化、家族の変容により、ケアワークが無償労働から有償労働へとシフトしている。日本で

は2000年に介護保険が導入され、介護の労働力と費用における「社会化」が行われた。韓国では2008年に長期療養保険制度が導入され、台湾でも2011年の導入に向けての検討が行われている。しかし、後述するように、台湾においてはケアの外部化は3世代同居という家族主義イデオロギーのもとで行われたため、台湾人女性たちの社会進出が進むとその隙間を埋めるべく、移民労働者が安価で柔軟な労働力として導入されていく。

第5に、東アジアにおいてはヨーロッパやアセアンのような地域共同体が存在しないために、移民をめぐる問題を多国間で議論する共通のプラットフォームが存在しない。ヨーロッパには欧州評議会による欧州人権条約や欧州人権裁判所があり、多元的な社会の構築と人権尊重のための制度が存在する。一方、アセアンにおいては市民社会のイニシアチブにより1995年には人権メカニズム作業部会が設置され、2007年のアセアン憲章の採択を経て、アセアンにおける人権メカニズムの制度化は着実に行われようとしている。しかし、東アジアにおける東アジア共同体の議論は、ビジョンも計画もロードマップも具体化しているとはいえない<sup>(10)</sup>。東アジア地域において、アセアンやEUのような人権メカニズムの制度化が実現するにはもう少し時間がかかるものと思われる。

最後に、3つの国においては程度の差はあれ依然として社会規範の中に家族主義的イデオロギーが根強くあるため（瀬地山1996）、3カ国の女性たちが伝統的な女性の役割を演じることを拒否すると、家族制度の存続を求めて経済的に貧しい地域から女性たちが導入された。表1に見られるように、国境を越えた女性たちは、公的な領域での有償の再生産労働のみならず、親密圏

においても無償の再生産労働を提供することが期待されている。

上記のような共通点はあるものの、3カ国は「移住労働の女性化」と「再生産労働のグローバル化」についてそれぞれ異なる政策、制度、言説を構築している。グローバルな資本主義が再生産領域を包摂していく過程においても、市場化を押し進める経済の論理は社会的に構築されており、価値中立的では有り得ない（Beeson 2007）。3カ国は開発主義国家（developmental state）として国家主導による経済発展が進められてきたが、そのプロセスが国によって異なるように、各国はグローバル化による再生産労働の再編成に異なる方法で対処しようとしているように見える。

サッセンは、移民と言う現象を理解するにあたり、移民研究の伝統的な理論である「プッシュ」「プル」要因以上の要因が働いていることを指摘する。経済学的な分析によれば、貧困と失業が支配的なプッシュ要因であり、移民先における高い給与がプル要因となっているが、そうだとすればもっと大規模に移民が流出しているはずである。しかし、実際に貧困層のすべてが海外出稼ぎに出ているわけではないのは、他の要因が介在しているからだを指摘する（Sassen 2007: 130）。そこには、政府や企業やブローカーによる斡旋システムが存在しており、移住におけるシステムの存在がなければ、これだけの規模の東南アジアの女性が東アジアに移住することは不可能である。つまり、個人は個人の意味で移民となることを選択しているが、それは政策的・制度的に構築されているのである（Sassen 2007: 131）。

### 3. 日本における移民の受け入れと再生産労働の位相

「移住労働の女性化」において特徴的なことは、移民女性の職業が伝統的に女性の職業とされてきたいくつかの職業に集中していることである。これらの職業は低賃金で、その国の女性たちがあまり従事したくないような仕事である。どのような職業が移民女性に対して開かれているかは送り出し国と受け入れ国における経済格差のみならず、社会におけるジェンダー秩序の配置を表している。たとえば、家事労働者はシンガポールと香港、介護職はシンガポールと台湾、エンターテイナーは日本に集中している。ダグラス (2003: 92) は「日本は世界の中で、女性をある目的のためだけにリクルートする唯一の国」であり、それは「性的サービスである」という。日本で働く外国人エンターテイナーがすべて売春に従事していると見るのは間違いであるが、「じゃばゆき」という言葉は東南アジアでも日本でも否定的な言葉として定着してしまった。ここでは、1980年代以降のエンターテイナーの受け入れと2008年以降の経済連携協定による介護福祉士候補者の受け入れの論理を比較することで、過去の経験から何が学べるかを考えたい。

#### (1) エンターテイナーの受け入れ

1980年代以降、主としてフィリピンやタイから大勢の女性たちの入国を可能にした「興行ビザ」は、戦後の進駐軍の時代に起源があると言われている (井口 2001: 55)。戦前からバンドやオーケストラのミュージシャンとして多くのフィリピン人が日本に滞在しており、戦後、進駐軍によるクラブでジャズが復活するようになると、フィリピン人のミュージシャンは演奏やブロー

カーなどで活躍した (Yu-Jose 2002)。このようなフィリピン人ミュージシャンたちが、興行ビザによる滞在者の大多数を占めていたと言われている (坂中 2005: 74)。

ダグラス (Douglass 2003) は「じゃばゆきさん」と戦前の「からゆきさん」との連続性を指摘するが、移住のシステムという観点から見ると、1970年代後半からの興行ビザによる女性たちの入国をより直接的に決定づけたのは日本人による買春観光であろう (日名子 1986; 佐竹・ダアノイ 2006)。1960年代後半には日本からの経済投資の増大と共に台湾が買春観光のメッカとなった。台湾の新北役温泉や淡水などには日本人向けのクラブが乱立し、売春に従事する女性たちをたくさん生みだしていった<sup>(11)</sup>。1973年に日本が台湾と国交を断絶すると、韓国が買春観光の渡航先となるが、同年、金甫空港で梨花女子大学の学生たちが「キーセン観光反対」のデモを行っている。その後、1970年代後半から1980年代前半にかけて、買春観光はタイやフィリピンへと向かう。経済状況が好転しないフィリピンでは、観光産業の育成に力を入れ、1980年には26万人の日本人観光客がフィリピンを訪問しており、そのうち80%が男性であった。しかし、1983年に当時のマルコス大統領の政敵であったベニグノ・アキノ上院議員の暗殺によって政情不安が高まると、フィリピンに投資をしていた外資は引き上げ、インフレ率は上昇し、失業率は悪化の一途をたどった。1980年代半ばには日本からの観光客は半減している。

1984年に12万人の日本人男性がフィリピンを訪問し、4日間のツアーで平均5万円を消費したとすると、60億円になる計算である。同年の日本政府のODAが73億円であるので、いかに日本人男性がフィリピン経済に貢献していたかが分かる。政情不安によ

り日本人観光客が減少に転じると、今度は日本人観光客相手に商売をしていた業界が日本に女性たちを送るようになっていく。フィリピンは1982年に海外雇用庁を創設し、Overseas Performing Artist (OPA) の証明書を発行し、日本政府も興行ビザによるエンターテイナーの入国を歓迎し<sup>(12)</sup>、2つの政府は移民女性の出稼ぎ・受け入れを奨励・承認していく。

1993年に東京で働くフィリピン人エンターテイナー155名を対象として行われた調査によれば、ほとんどは本国でエンターテイナーとして働いた経験はなかった(国際移住機関 1997: 15)。エンターテイナーの斡旋には暴力団が深く介在しており、虐待、性的搾取、強制売春などの人権侵害のケースが報告されている(バレスカス 1994; 武田 2005; 山谷 2005; DAWN 2005)。法務省が1995年5月から1996年3月までに外国人エンターテイナーの出演先施設を対象としてその活動状況に関する実態調査を全国的に実施したところ、444件の有効回答数のうち92.8%において入管法令上違反となるケースがあった(坂中 2005: 80)<sup>(13)</sup>。その結果、省令を改正して、不法就労助長罪や売春防止法違反などの場合には5年間外国人エンターテイナーの受け入れができないなどの厳格化を図ったが、組織的な犯罪シンジケートの前には効を奏すことはなかった。移民女性たちは両国政府の政策と暴力団に介在されたブローカーシステムという制度によって日本でエンターテイナーとして構築されていった。

表2は在東京フィリピン大使館における在日フィリピン人からの相談内容と件数であるが、大使館に持ち込まれるケースが氷山の一角だとすれば、移民女性に対する人権侵害の規模と広がり大きさには言葉を失う。バレスカスによれば、1991年には18

件の死亡、94年には38件の死亡、95年には21件の死亡が報告されている(Ballescascas 2003: 555)。死因は肺炎、ぜんそく、心臓発作、呼吸不全、急性肝炎などの「自然死」とされるが、国を離れたときには若くて健康だったフィリピン人が、日本でこれほど数多く死亡しているのは自然なことではない。法治国家であるはずの日本社会で、死に追いやられるほどの人権侵害が公然と起きているという事実が放置されているのはなぜなのだろうか。

当時、入国管理局は暴力団が仕切っている業界が恐ろしくて介入ができず、介入を始めたところ調査妨害、損害賠償、脅迫、個人攻撃、誹謗中傷、懐柔工作などのほか、政治家からの圧力があつたという(坂中 2005: 82-83)。外国人エンターテイナーは年間63億円ともいわれる莫大な利益を上げる巨大産業であり、麻薬、銃、人身売買という3種の神器を求めて国境を超えるトランスナショナルな犯罪組織の資金源である。そこにようやくメスが入るのは2004年アメリカ国務省の人身売買報告書で日本が監視対象国として分類をされたことで、同年、人身取引対策防止行動計画が策定されてからである。表2における2009年の人権侵害の件数の減少はエンターテイナーの減少を反映したものにすぎない<sup>(14)</sup>。

エンターテイナーの受け入れから20年以上が経過し、フィリピン人女性たちの多くは日本人の妻や母として日本社会に定住している。そして、より社会的に尊敬される仕事としてホームヘルパーなどの資格を取得し、介護施設などで就労を開始している<sup>(15)</sup>。筆者がインタビューを行った何名かは、介護はやりがいのある仕事であり、高齢者とのやり取りはとても楽しいと述べていたが、職場での差別があることや低賃金で重労働であることも事実である。資格の取得

表2 在日フィリピン大使館における相談内容と件数

相談内容	相談件数 (a) 2003年 1月～6月			相談件数 (b) 2009年 1月～6月		
	男性	女性	合計	男性	女性	合計
虐待	－	1	1	－	－	－
給与の遅配・未払い	3	11	14	1	8	9
契約違反	13	91	104	5	9	14
劣悪な労働環境	3	45	48	1	0	1
健康・医療問題	1	9	10	0	3	3
入国の書類の不備	1	11	12	0	1	1
性的虐待	－	1	1	0	2	2
留置	6	3	9	3	1	4
死亡	5	3	8	－	－	－
その他	5	19	24	14	16	30
合計	37	194	231	24	40	64

(出典) (a) DAWN (2005: 36)、(b) 在東京フィリピン大使館より提供 (2009年11月)。

を支援する側も、ともすればパターンリスティックになりがちであり、フィリピン人をホスピタリティにあふれ、ケア上手であることを強調する傾向がある。しかし、高畑 (2009: 114) が指摘するように、介護に向いている特定の民族集団などない。在日フィリピン人を介護労働にだけ就労させるのではなく、移民の職業訓練と就労の機会には多様な可能性が開かれていなければならない。定住化が進む移民に対する情報提供と社会統合プログラムの立案は、日本が多文化共生社会へと転換を遂げる上で大変重要である。

## (2) 経済連携協定による東南アジアからの看護師・介護福祉士候補者の受け入れ

在日フィリピン人が介護現場への参入を模索する中、日本とフィリピン (2006年) および日本とインドネシア (2007年) との間で自由貿易を促進する目的で経済連携協定 (EPA) が締結されたことにより、2008

年より当初2年間で1カ国あたり400名の看護師候補者と600名の介護福祉士候補者の受け入れが開始された。人の移動は、協定の中の「自然人の移動」の条項に含まれており、企業内転勤者や投資家などを含む幅広い分野を含むが、看護師・介護福祉士の国際移動に関しては日比EPAにおいて初めてつくられた制度である (渡邊 2007: 287)。候補者の斡旋と契約は両国の政府機関が行い、民間の斡旋業者が介在することはできない。また、EPAの取り決めでは、候補者は半年間の日本語研修終了後に病院や施設に配属になり、一定期間内に日本語による国家試験に合格することが求められている<sup>(16)</sup>。候補者と受け入れ病院・施設の斡旋、契約、渡航費、日本語研修などの費用はODAから1人当たり約300万円、受け入れ病院・施設は約60万円を負担しており、配属後も候補者が国家試験に合格するように研修を行うことが義務付けられている。

EPAは就労と研修があいまいなスキームであり、配属後の日本語教育や国家試験対

策などが病院・施設に任されているという点で問題はあつたものの、「日本人と同等かそれ以上の給与を支払う」こと、および「日本人と同等の労働条件（労働基準法、最低賃金法、男女雇用機会均等法、労災、保険、年金）で雇用される」という点においてエンターテイナーや日系人の受け入れとは一線を画している。メディアによる官僚批判や民営化への圧力はあるものの、従来の移民受け入れと比較した場合、EPAによる受け入れは労働条件や日本語研修という点で、今後の日本の移民受け入れ政策にとって重要な指針を提供すると考えられる。

すでに2008年度にはインドネシア人候補者（208名）、2009年度にはフィリピン人候補者（310名）およびインドネシア人候補者（361名）が来日し、全国の病院および施設で就労・研修を開始している。看護・介護分野における外国人労働者の受け入れは多くの病院・施設において初めての試み

であるが、筆者らの調査によれば、第1陣のインドネシア人候補者は心配されていたような文化や宗教的な摩擦もなく、すでに日本人スタッフのチームワークの中に組み入れられて働いている（小川 2009）。

そして、2009年秋には第1陣のフィリピン人看護師・介護福祉士候補者たちが病院や施設に配属になったため、オールドカマーとニューカマーのフィリピン人たちが同じ施設で就労を開始し始めている。前者はEPAで来日したフィリピン人たちに日本語や日本文化を教え、受け入れ施設側にとっては「文化の翻訳者」として日本社会との架け橋となっている。ケアの現場に参入した2つのタイプの移民ケアワーカーたちは異なる資格や制度によって規定されているが（表3）、今後、どのようにケアの概念や実践を変容させていくのかが注目される。

表3 移民の介護職への参入

	在日外国人介護職従事者	EPAによる看護師・介護福祉士候補者
在留資格	定住、永住、配偶者ビザ	特定活動ビザ
就業上の制約	職業選択の自由	雇用契約変更不可
資格	無資格、ホームヘルパー2級など	看護師に関しては看護師資格を保持し、病院での勤務経験が2～3年以上 <sup>(1)</sup> 、介護福祉士は看護大学卒で2～3年以下の病院勤務経験者か4年制大学を卒業し、フィリピンおよびインドネシア政府の認定するケアギバーコース修了者
労働条件	日本人介護職と同等か <sup>(2)</sup>	日本人と同等額以上。看護師候補者は看護助手、介護福祉士候補者はホームヘルパー2級取得者と同等程度
看護・介護という職業への期待感	社会的に認知された仕事への転換	キャリア形成や海外出稼ぎのための手段
課題	低賃金、日本語による介護記録の作成	日本語の取得と国家試験の合格

（出典）筆者作成。

（注）（1）フィリピン人の場合は3年以上、インドネシア人の場合は2年以上の実務経験を有することが看護師候補者となるための要件である。

（2）筆者のインタビュー調査では日本人と同等額の報酬を得ているとの回答を得たが、全国的な調査ではないため断定することはできない。

### (3) 日本の移民政策と再生産労働の変容

エンターテイナーと看護師・介護士の受け入れは、全く異なる論理によって東南アジアの女性の身体を輸入しているように見える。前者に対しては、国家はいわば見て見ぬふりをすることで、暴力団と業界による移民女性に対する暴力の拡大に加担をしたが、後者では国家は斡旋から配属にいたるプロセスに関与し、莫大な経済的・社会的コストを負担している。前者は、労働法の適用もなく、不法滞在者として強制送還されたり、性的搾取が公然と行われたが、後者は労働法に守られ、雇用条件も保障され、雇用主は生活支援まで含めたサポートを行っている。さらに、前者は風俗産業で働き男をたぶらかす「悪い女」として表象され、後者は少子高齢化社会の「救世主」として迎えられた。20年余りの時を隔てて、フィリピン出身の女性たちは再び日本に来日しているが、2つの制度は移住にかかわるリスクとコストを誰がどのように分担するかという点で大きく異なる。

ボーダーレス化によって、国家の役割が低下したという見方もあるが、2つの移住システムの比較から明らかになったことは、移民を受け入れるに当たり国家の役割の重要性を再確認したことにほかならない。グローバル化とネオリベラリズムによって格差や不安定雇用が増大している中、WTO（世界貿易機関）から派生したEPAにおいて、移民が日本人と同等の労働条件が保障されたことは皮肉だと言わねばならない。市場の論理と人権の論理がEPAにおいてどのように交錯し、それがどの程度普遍的な人権概念の確立に寄与することができるのかは、今後の課題であろう。

### 4. 台湾における移民介護労働者の受け入れと福祉レジーム

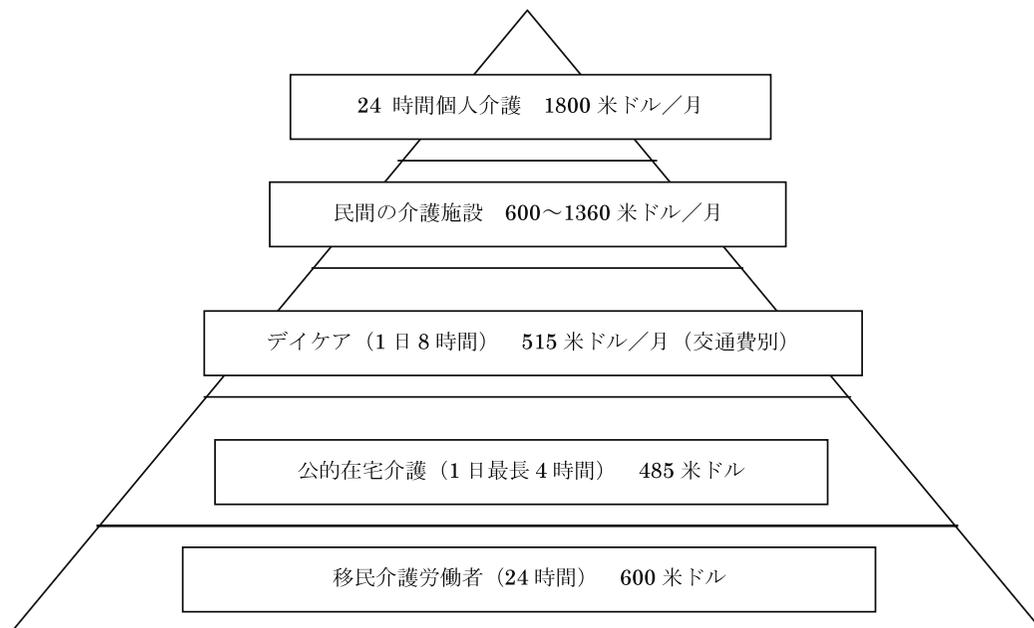
#### (1) 台湾における介護と移民労働者

台湾の福祉国家は、開発主義国家である日本や韓国と共通性はあるものの、過去17年間に及ぶ移民労働者の導入という点で大きく異なる。台湾では、介護は嫁の義務とされ、3世代家族による介護が政府の福祉政策であるとされてきた。中国の家族にとって家父長制は理想の家族形態と信じられており、女性は結婚して男子を出産することでしか家庭内の地位を確立することができなかった。嫁は姑になることで被抑圧者から抑圧者へと転換するという悪循環の中で、介護を無償の労働として成立させることが可能になっていった。高齢者が介護を必要としているとき、「家族はどこにいる？」というのが決まり文句であり、その義務を果たせない女性は「不義理な嫁」として非難された。

しかし、女性の労働参加率の向上や高齢化の進展により、多くの社会にとってケアはリスクとなった (Taylor-Goody 2004)。1990年代に入ると福祉政策の不在は、高齢者介護を市場へと向かわせた。

図1に見られるとおり24時間の個人介護は高額であるため、所得の高い家族にしか手が届かない。民間の介護施設は1990年代半ばに高齢者介護の需要に伴って増加を続けたが、1998年に無認可の介護施設が火事になり、11名の死傷者を出したことがきっかけとなって、高齢者福祉法 (Elderly Welfare Act) が制定された。貧困層のための公的在宅介護は1980年代から存在しており、2004年以降は誰でも利用できるようになったが、40%の自己負担があるため、移民労働者を選択する人々の方がはるかに多くなっている。移民介護労働者は1992年か

図1 台湾の介護労働市場



(出典) 筆者作成。

ら導入が開始されたが、低賃金であることから最も広範に広がっている。

2000年の調査によれば、要介護度が高い高齢者7万1969名のうち5万9024名(82%)が移民介護労働者を雇用している。表4によれば、移民介護労働者は介護の65%を担っており、2009年11月、台湾の移民介護労働者は17万4387名である。

台湾では国内の人手不足にかんがみ、1992年に外国人労働者の受け入れが開始された。移民はゲストワーカーとされ、雇用主の同意があれば3年間の契約を2回延長す

る形で最長9年まで滞在することができる。職種としては、産業労働者として台湾人がやりたがらない3K労働に従事するブルーカラーの外国人とケア労働者が対象となって受け入れが行われた。移民労働者は雇用主を変更することができず、労働組合にも加入できない。賃金は最低賃金で月に1万5840台湾ドル(480米ドル)が支払われ、雇用主は雇用安定料として2000台湾ドル(約61米ドル)を支払うことが義務付けられている。施設で働く介護労働者は労働法の適用を受けるので労働条件は守られてい

表4 台湾の介護提供者

介護提供者	人数	%
施設介護 (a)	56,038	23
公的在宅介護 (a)	28,138	12
移民介護労働者 (b)	156,069	65
合計	240,245	100

(出典) (a) Chen et al (2005: 50-51)、(b) Council of Labor Affairs (2009)。

るが、在宅の介護労働者の場合には労働法の適用もない。また、移民労働者が逃亡した場合には、雇用主にペナルティが課され、逃亡した移民労働者が見つかるまで次の移民労働者を雇用することができない。そのため、家庭で無償の介護労働を提供してきた嫁は義理の両親に対する介護を行うだけでなく、移民労働者に対する警察の役割も果たさなければならなくなった<sup>17)</sup>。移民の逃亡に対するペナルティは、ブローカーに移民労働者に対するステレオタイプを構築する余地を与えた。例えば、フィリピン人は問題も多いが英語が話せるので子どもの教育には良いとか、ベトナム人は文化的に近く従順で適用しやすいとか、インドネシア人は素直だが農村出身者が多いので衛生の習慣が欠如しているなどである。ここでは、国際労働市場をにらんだブローカーの金儲けのための計算が働いていることは見過ごされている。

## (2) 移民介護労働者を取り巻くメディアの言説

2003年以来、移民介護労働者が雇用主を攻撃するという事件が相次いでおり、移民介護労働者は「冷血な殺人者」としてメディアで表象されている。2003年2月には大統領のアドバイザーで障がい者運動のリーダーであったリュウ・シャオがインドネシア人の介護労働者ヴィナルシによって傷害を負わされ、後に死亡したという事件が起きた。この事件の新聞の見出しには「悪霊に取り付かれた？インドネシア人介護労働者が狂って真夜中にリュウ・シャオを傷つける」と書かれた。他の報道でも、「この事件を裁判にはしない」という家族のコメントや「私には愛しかない」というリュウ・シャオの言葉が紹介される一方で、ヴィナルシが夜中にリュウ・シャオの部屋に逆上

して入り、彼女をベッドから床に引きずりおろしたことや、地震の夢を見たことなどが伝えられた。ここでは、雇用主であるリュウ・シャオは愛すべき存在であり、ヴィナルシは精神的に病んだ危険な存在として表象されており、「われわれ台湾人」と「他者である外国人」との分断が行われている。

ヴィナルシへのインタビューは、NGOである台湾国際労働協会 (Taiwan International Workers' Association: TIWA) が行ったことで初めて明らかになった。「リュウ・シャオは体重が65キロもあって大変でした。彼女は優しくて、私も彼女のことが好きだった。だから、私は1日も休暇を取らないことを申し出た。7カ月の間、休みなく働いた。休みをもらったのは12月のインドネシアのお正月の時に、公衆電話から電話をかけたときだけ。その時は電話ボックスが遠くにあったので、そこまでの往復は走って行った。リュウ・シャオの命は私にかかっていることを知っていたから」。

ヴィナルシが7カ月もの間、休みをとっていないことは報道されず、調査の対象にもならなかった。移民介護労働者が休みを取れないことは構造的な問題だが、個人の問題として報道されたためにその背後の構造が見えなくなってしまった。その後もこのようなメディアの報道は繰り返し行われ、移民労働者は「精神障害」「冷血な殺人者」としてのイメージで語られるようになってしまった。

2006年9月にフィリピン人の介護労働者ヴィシタシオンが4名の雇用主の家族をナイフで傷つけた際にもヴィナルシの時と同様に「彼女はその時フィリピンの夫と連絡がとれず、機嫌が悪かった」と個人的な問題として報道された。しかし、ヴィナルシの時と異なったのはヴィシタシオンは自分

の雇用契約が更新されないということをブローカーから聞かされ、復讐に及んだのではないかということだった。そして、メディアは移民労働者が逆上する場合の兆候を見分けるチェックリストの作成を専門家に依頼したのであった。

このようなメディア報道から欠如しているのは、介護を移民労働者に依存せざるをえないような状況を作り出した社会保障政策に対する分析である。政府は1992年に外国人の介護労働者の合法的な受け入れを開始したが、労働時間や労働条件、労働の内容を規制せず、すべてを市場に任せてきた。雇用主は介護が必要な状況にあるため、移民介護労働者は政府の怠慢の犠牲となってきた。

このような状況になった構造的要因として、いくつかの点があげられる。第1に台湾の賃金は他のアジア諸国よりは高いものの、移民労働者は送り出し国と受け入れ国双方のブローカーによって働き始める前から借金を背負わされることとなる。さらに働き始めてからも15カ月間はサービス料などが天引きされるため、できるだけ多くの賃金を家族に仕送りできるようにするために、移民労働者は長時間労働に甘んじようとする。

第2に移民労働者は9年以上は滞在できず、雇用者を変更することも労働組合に加入することもできず、労働法の保護も受けない。このような弱い立場に置かれているために、雇用主の要望がたとえ不合理なものであったとしても拒否することは難しい。

第3に、移民介護労働者を雇用している家庭では公的在宅介護サービスを受けることができない。移民労働者を雇用すると、その他の在宅介護サービスを受けることができないため、上記の例に見られるとお

移民介護労働者は休日を取ることができない。

人権団体は移民労働者に労働基準法を適用するように主張しているが、障がい者や高齢者団体はそれに反対をしている。障がい者や高齢者は介護を移民労働者に依存しているため、移民労働者の人権を保障すると、自分たちが負担できる範囲で介護を受けることができなくなるというのである。障がい者や高齢者と移民の人権が対立するような状況にするのではなく、政府の社会保障政策が改善されるべきである。

## 5. 台湾における結婚移民の受け入れと課題

### (1) ソーシャルワークと結婚移民

ソーシャルワークにおいて移民や難民に対するサービス提供は早くから行われており、移民がホスト社会に適応できるか否かはどのような支援が得られたかによると言われている。そのため、ソーシャルワークは移民政策の枠組みの重要な部分として位置づけられてきた。台湾において、移民に対するソーシャルワークは移民労働者よりも結婚移民に重点が置かれてきた。表5に見られるように結婚総数に占める国際結婚の割合は1998年の15.69%から2003年には31.86%に達し、2009年には16.84%となっている。2009年11月までの結婚移民の累計は42万8635名であり、そのうちの92.44%は女性である (National Immigration Office of Taiwan 2009)。

このような結婚移民の増加は1980年代以降、台湾の企業が東南アジアへと進出していったこととパラレルな関係にあることが指摘されている (梁 2003; Hsia 1997) 1980年代以降、台湾では賃金の高騰、土地取得の困難、市民の環境意識の高まりなどによ

表5 結婚総数と国際結婚の推移

年	結婚総数	台湾籍		外国籍											
				中国				東南アジア・その他						合計	
		婚姻件数	%	婚姻件数	%	中国	マカオと香港	婚姻件数	%	東南アジア	%	その他	%	婚姻件数	%
1998	145,976	123,971	84.93	12,451	8.53	12,167	284	10,454	7.16	-	-	-	-	22,905	15.69
1999	173,209	140,946	81.37	17,589	10.15	17,288	301	14,674	8.47	-	-	-	-	32,263	18.63
2000	181,642	136,676	75.24	23,628	13.01	23,297	331	21,338	11.75	-	-	-	-	44,966	24.76
2001	170,515	124,313	72.90	26,797	15.72	26,516	281	19,405	11.38	17,512	10.27	1,893	1.11	46,202	27.10
2002	172,655	123,642	71.61	28,906	16.74	28,603	303	20,107	11.65	8,037	10.45	2,070	1.20	49,013	28.39
2003	171,483	116,849	68.14	34,991	20.40	34,685	306	19,643	11.45	17,351	10.12	2,292	1.34	54,634	31.86
2004	131,453	100,143	76.18	10,972	8.35	10,642	330	20,338	15.47	18,103	13.77	2,235	1.70	31,310	23.82
2005	141,140	112,713	79.86	14,619	10.36	14,258	361	13,808	9.78	11,454	8.12	2,354	1.67	28,427	20.14
2006	142,669	118,739	83.23	14,406	10.10	13,964	442	9,524	6.68	6,950	4.87	2,574	1.80	23,930	16.77
2007	135,041	110,341	81.71	15,146	11.22	14,721	425	9,554	7.07	6,952	5.15	2,602	1.93	24,700	18.29
2008	154,866	133,137	85.97	12,772	8.25	12,274	498	8,957	5.78	6,009	3.88	2,948	1.90	21,729	14.03
2009	117,099	98,185	81.29	13,294	11.35	12,796	498	8,620	7.36	5,696	4.41	2,924	2.32	21,914	18.71

(出典) Department of Population, Ministry of the Interior of Taiwan (2009)、National Immigration Office of Taiwan (2009)。

り、企業は生産拠点を海外へと移転していった。さらに、中国への投資が集中することによるリスクを避けるために1994年から李登輝政権が行った南向政策 (Go-South Policy) によって、対東南アジアにおける経済および外交活動が活発化する。台湾と東南アジアとの経済・政治関係が強化されるのに伴い、結婚紹介のビジネスも増加し、東南アジアからの花嫁の流入も増加する。

台湾の対外的な経済活動に加えて、台湾人女性の高学歴化、未婚化、晩婚化など国内の結婚市場の変容も大きな要因としてあげられる。外国人花嫁と結婚する台湾人男性は、農村部で暮らし、教育レベルが低く、台湾人女性をパートナーとして見つけられない男性が主流であったと報告されている (Jones 2006; Jones and Chen 2007)。

しかし、結婚移民の増加によって台湾社会の外国人花嫁に対する偏見が無くなった

わけではない。例えば、「偽装結婚、実は売春婦」や「お金目当ての偽装結婚」など結婚移民に対する否定的な報道がメディアによって流布されている。このような社会的な偏見に加えて言語や文化的な差異やDV (家庭内暴力) などにより結婚移民の台湾社会への適応は困難を抱えている。結婚移民は配偶者である夫や夫の家族からも暖かく迎えられないことで、さらに周辺化されている。

## (2) 結婚移民に対するサポート

結婚移民に対するサポートは政府や市民社会などさまざまな取り組みがあるが、その中でも特筆すべきなのは美濃愛郷協進会の活動である。同協会では1990年代半ばからパウロ・フレイレ<sup>(18)</sup>の教育手法を用いて、結婚移民たちのための識字教育や自助グループの結成を行ってきた。1999年には内

政部が結婚移民のためのカウンセリングとサービスの手引書（外籍新娘生活適応輔導実施計画）を発行している。2005年には結婚移民を支援するための基金（外籍配偶照顧輔導基金）が設立され、内政部は地方自治体に外国人配偶者のための家族サービスセンター（外籍配偶家庭服務中心）を設立するように予算を配分し、ソーシャルワーカーを雇用することにした。移民政策の一環として、外籍配偶者家族サービスセンターを通じて結婚移民に対する福利厚生が行われるようになったのである。この基金により地方自治体およびNGOは結婚移民を支援するためのさまざまなプログラムを運営している。現在までに33の外籍配偶者家族サービスセンターと368のコミュニティセンターがあり、75名のソーシャルワーカーと多数のボランティアが働いている。センターで提供されるサービスは、相談事業（ホットライン、面談、訪問）、ケースマネジメント、成人教育、グループソーシャルワーク、多文化交流活動、サポートネットワーク形成などである。

しかし、そこで働くソーシャルワーカーは結婚移民に対する支援を行うと同時に、政府による移民管理を行うという2重の立場に立たされることとなる。その矛盾は第1に政策レベルに現れる。1997年に修正された台湾の憲法には「多文化主義」がうたわれているが、結婚移民に対する国家のイデオロギーがあいまいであるため、どのようなプログラムを立案するべきなのか、ソーシャルワークの現場において「同化」と「解放」をどのように具体化していけばよいのか、模索が続いている。第2に、外籍配偶者家族サービスセンターのプログラムはDVのサバイバーの支援をモデルとしているが、このアプローチは個人の病理や治療に焦点が当たっており、女性の能力

や意識開発にはそれほど関心が払われていない。既存の社会福祉サービスをどのように結婚移民を対象とした外籍配偶者家族サービスセンターへと統合し、移民女性にとって使いやすいものとしていくのが課題である。第3に、現場で働くソーシャルワーカーは、多文化的な価値観と結婚移民に対する知識を持ち、ケースに当たることが重要であるが、急速に移民が増大する台湾において多文化ソーシャルワーカーを育成することができる大学は数少ない。最後に、グローバル化の中で移民に対するソーシャルワークはますます重要性を増しており、ソーシャルワーカーは結婚移民を含め周辺化された人々に対する倫理的な責任があるが、どのように主体性を構築するかという課題に直面している。政府の政策、支援プログラム、ソーシャルワークの学術的蓄積によってソーシャルワーカーは、国家的な身体と移民を支援する身体という2つの主体の間で引き裂かれている。

## 6. 日本と台湾における介護労働者の国際移動の比較

前述の日本と台湾における介護職の受け入れを比較するといくつかの点で対照的である（表6）。まず、第1に、国際移動における国家と市場の関与という点で日本と台湾との間には大きな違いが見られる。台湾における移民労働者の流入はすべてブローカー任せであり、労働者は最低賃金の保障しかなく、労働法によっても保護されない。それに対してEPAによる介護職の移動は、国家が斡旋や日本語研修を行い、日本人と同等の報酬と労働条件を保証しているという点で対照的である。

第2に、福祉レジームへの移民労働者の包摂という点でも好対照である。日本では、

表6 日本と台湾の移民介護労働者比較

	日本	台湾
ケア労働者導入の年	2008年	1992年
ケア労働者導入の契機	経済連携協定 (EPA)	国際社会での孤立、斡旋業者の利得
ケア労働者の専門性	看護師資格取得者、大卒+ケアギバー認定資格	特になし
就労場所	病院、施設	主として在宅および施設
出身国	フィリピン、インドネシア	ベトナム、インドネシア、フィリピン
要求事項	国家試験の合格	なし
斡旋	政府機関	市場 (ブローカー)
法的地位	国家試験合格まではゲストワーカー	ゲストワーカー、最長9年
賃金	日本人と同等報酬	最低賃金
介護保険の適用	国家試験に合格すれば適用	介護保険外
移住のための費用負担	政府開発援助および受け入れ施設が負担	移民介護労働者および雇用主が負担

(出典) 筆者作成。

外国人看護・介護福祉士候補者たちは日本語による国家試験への合格が求められており、合格できない場合には帰国を余儀なくされる。日本語教育と国家試験対策が受け入れ施設と候補者の双方にとっては大きな財政的・人的負担となっているが、候補者は国家試験に合格すれば無期限に日本に滞在することが可能になり、施設の人員配置基準にも算入されるほか、夜勤などを含めて日本人介護福祉士と全く同等の条件での雇用が継続される。一方、台湾における移民介護労働者は純粋に一時滞在者としての労働力が期待されており、公的在宅介護など台湾の福祉レジームとは全く異なる低価格の移民による介護レジームが形成されている。

エンターテイナーの受け入れに見られるように、市場は一度できあがってしまうとさまざまな利害関係者からの圧力により、統制することが困難になる。台湾の介護労働市場の形成は、送り出し国と受け入れ国双方のブローカーや雇用主の利権が絡むた

め、労働法の適用という最低限の人権基準の確立すら難しくなることを教えてくれる。

## 7. 結びにかえて

古典的な経済学理論では国家と市場とは対立関係にあると言われている (Entzinger and Martiniello *et al* 2004)。グローバルな資本主義は規制を取り払って市場を開放し、生産と消費の労働力を求めて拡大しようとするが、国家は国内の雇用やナショナル・アイデンティティの保持に努めなければならないため、閉鎖の方向性に向かう。リベラル・パラドックスと呼ばれるこのような国家と市場の緊張関係がもっとも先鋭に表れているのが、各国の移民政策である。

グローバル化による経済発展と地域主義の高まりにより、日本と台湾は時間差を伴って東南アジアへと経済進出を遂げていった。日本は高度経済成長を経て1970年代から東南アジアに対するプレゼンスを高

め、台湾は1980年代以降、投資先を分散化させ中国への経済依存度を低下させる目的で東南アジアへの進出を果たした。東アジアと東南アジアの経済の往来が活発化するに伴い、1980年代以降、市場に媒介される形で日本へはエンターテイナーが、1990年代には台湾に介護労働者と花嫁の国際移動が起きている。市場の論理によって「低賃金労働力」として輸入された移民女性たちは、市場にとっては「望まれるケア提供者」であっても、国家にとっては「拒否される市民」として社会的に制約を受けている。国家と市場の緊張関係は、移民介護労働者および結婚花嫁に対する言説の中にも表れており、現場ではソーシャルワーカーの主体性に混乱を招いている。一方、台湾と韓国においては結婚移民を中心とした政府による支援の枠組みが整いつつあり、移民の包摂と排除を繰り返しながら「多文化社会」の構築へ向けて、東アジアは大きく転換を遂げようとしている。

地域共同体や多国籍企業などによるトランスナショナルな移動の増大は、国家の主権を脅かし、ネオリベラリズムによる市場原理主義のもとでは国家の役割が終焉したという見方もあるが、本稿で明らかになったのは日本と台湾の再生産労働のグローバル化においては、移民女性の国際移動および福祉レジームへの包摂という点でむしろ国家の役割が再編成されつつある、あるいは再編成されなければならないということである。民主主義的な国家は国際社会の中で人権規範を遵守し、社会の紐帯を維持する必要があるため、国家はリベラル・パラドックスを抱えながらも、市民社会と連携をしながら、市場の論理のみによらない公正で公平な移民受け入れのシステムの構築を行う必要がある。

## 注

- (1) 本稿でいう「東アジア」は日本、韓国、台湾を中心とし、「東南アジア」はフィリピンやインドネシアなどのアセアン加盟国を対象とする。
- (2) 日本語では「外国人」という言い方が一般的であるが、英語では「migrant」あるいは「immigrant」と言うため、ここでは移民という言い方で統一する。
- (3) 国連などでは台湾は国ではなく地域であるが、本稿では「3つの国・地域」のかわりに「3カ国」と表記する。
- (4) 例えば、近刊の『ケアその思想と実践』全6巻(岩波書店)にはケア労働のグローバル化という観点はない。
- (5) 九州大学アジア総合政策センターにおける「グローバル化する看護・介護労働」の研究では、社会福祉、看護、健康科学、移民研究の研究者が共同研究を行っている。
- (6) フィリピンには海外雇用庁(Philippines Overseas Employment Administration: POEA)や海外労働者福祉局(Overseas Workers Welfare Administration: OWWA)があり、インドネシアには海外労働者派遣・保護庁(National Board for the Placement and Protection of Indonesian Overseas Workers: NBPPIW)が設置されている。
- (7) 1882年に清国と朝鮮との間に締結された「清朝水陸貿易章程」条約により朝鮮の租界地内での清国人の居住の自由と営業の自由が保障された(李建志 2008: 162)。
- (8) 1987年の大韓航空機事件、1994年の北朝鮮の核疑惑、1998年のミサイル疑惑など北朝鮮へのバッシングが起こるたびに朝鮮学校の女子学生に対する暴力行為が起きている。2005年には『マンガ嫌韓流』が出版され、大衆的なメディアを通じて在日コリアンを対象とした攻撃が行われている。また、2009年12月に京都の朝鮮学校の子どもたちに対して、一部の

- 団体が行った嫌がらせは記憶に新しい。
- (9) 李建志 (2008: 128-129) 『日韓ナショナリズムの解体』に引用されているカン・ウォンテク編 (2007) 『韓国人の国家アイデンティティと韓国政治』(東アジア研究院) より
- (10) 2009年9月に成立した民主党政権は「東アジア共同体」構想を掲げ、国内外から注目を浴びているが、メンバーシップを含めて具体的な内容は不明である。
- (11) 植民地支配と買春観光という時を隔てた2つの支配に対する台湾社会の批判的なまなざしは、<sup>ホアンチュンミン</sup>黄春明『さよなら・再見』<sup>ツァイチェン</sup>などにも描かれている。
- (12) 「特集1ニッポン大好き! 今をときめくエンターテイナーたち」『国際人流』1991、第55号
- (13) その内容は主として歌手であるはずのエンターテイナーがホステスとして働いていたり、他の店舗に無断で出演をしていたなどの資格外就労である。
- (14) フィリピン大使館担当者のインタビューより (2009年11月16日)
- (15) 高畑 (2009) によれば、日本全国で少なくとも10カ所以上の在日外国人向けホームヘルパー講座が開設されているという。
- (16) 看護師は3年、介護福祉士は受験資格に3年以上の実務経験が必要であるため、4年以内の合格が求められている。
- (17) 雇用主にペナルティを課す法律は2008年には廃止されたが、この法律は雇用主と移民労働者との関係に大きな影響を与えた。
- (18) ブラジルの教育学者。『被抑圧者の教育学』などを執筆し、第3世界の識字教育に多大な影響を与える。
- 書店。
- 小川玲子、2009、「経済連携協定によるインドネシア人介護福祉士候補者の受け入れについて—介護施設における量的質的調査を中心に—」『都市政策研究』、第8号、65-77。
- 小熊英二、1995、『単一民族神話の起源』、新曜社。
- 国際移住機関、1997、『日本での性的搾取を目的とした女性のトラフィッキングの実態—フィリピン女性に関する調査結果—』、国際移住機関。
- 坂中英徳、2005、『入管戦記』、講談社。
- 佐竹眞明・メアリー・アンジェリン・ダアノイ、2006、『フィリピン—日本国際結婚』、めこん。
- 瀬地山角、1996、『東アジアの家父長制』、勁草書房。
- 高畑幸、2009、「在日フィリピン人介護者」『現代思想』、vol. 37-2、青土社。
- 武田丈編著、2005、『フィリピン女性エンターテイナーのライフストーリー』、関西学院大学出版。
- 多文化共生センター都道府県および政令市における多文化共生施策調査チーム、2007、『多文化共生に関する自治体の取り組みの現状～地方自治体における多文化共生施策調査報告書』、(特活) 多文化共生センター。
- DAWN (Development Action for Women Network) 編著、2005、『フィリピン女性エンターテイナーの夢と現実』、明石書店。
- バレスカス、1994、『フィリピン女性エンターテイナーの世界』、明石書店。
- 日名子暁、1986、『別冊宝島ジャパゆきさん物語』、JICC出版局。
- <sup>ホアンチュンミン</sup>黄春明著、1979、田中宏・福田桂二訳、『さよなら・再見』<sup>ツァイチェン</sup>、めこん。
- 法務省入国管理局、2008、統計、<http://www.immi-moj.go.jp/toukei/index.html> (2010年1月アクセス)。
- マリア・ロザリオ・ピケロ・バレスカス、1994、津田守ほか訳、『フィリピン女性エンターテイナーの世界』、明石書店。

## 引用・参考文献

- 井口泰、2001、『外国人労働者新時代』、ちくま新書。
- 伊豫谷登士翁、2001、「経済のグローバリゼーションとジェンダー」、伊豫谷登士翁編、『経済のグローバリゼーションとジェンダー』、明石

- 山谷哲雄、2005、『じゃばゆきさん』、岩波現代文庫。
- 李建志、2008、『日韓ナショナルリズムの解体』、筑摩書房。
- 李洙任、2009、「日本における多文化共生の実態」『龍谷大学経済学論集』第49巻第1号、303-318。
- 渡邊頼純監修、2007、外務省経済局EPA交渉チーム編著、『解説FTA・EPA交渉』、日本経済評論社。
- 梁銘華 (Liang, Ming-Hua)、2003、台湾「南向政策」的政治與經濟關係。見蕭新煌主編、《台灣與東南亞南向政策與越南新娘》、台北、中研院亞太區域研究中心、頁43-66。
- 内政部統計處、2009、統計報告、<http://www.moi.gov.tw/stat/index.aspx>(2010年1月アクセス)。
- Anderson, U. (1990). Consultative Institutions for Migrant Workers. In Zig L. H. (ed.) *The Political Rights of Migrant Workers in Western Europe*. London: Sage Publications.
- Ballescás, M. R. P. (2003). Filipino Migration to Japan, 1970s to 1990s. In Ikehata, S. and Lydia N. Y. J. (eds.) *Philippine-Japan Relations*. Manila: Ateneo de Manila University Press.
- Beeson, M. (2007). *Regionalism & Globalization in East Asia*. New York: Palgrave Macmillan.
- Castles, S. (2004). The Myth of the Controllability of Difference: Labour Migration, Transnational Communities and State Strategies in the Asia-Pacific Region. In Yeoh, B. S. A. and Willis, K. (eds.) *State/Nation/Transnation*. London: Routledge.
- Castles, S. and Miller, M. (1993). *The Age of Migration*. Basingstoke: Palgrave Macmillan.
- Chen H. T. et al. (2005). Manpower Assessment Study of Long Term Care in Taiwan. Report for the Long Term Care Planning Committee, Council of Economic Development, Taiwan: Executive Yuan.
- Council of Labor Affairs. (2009). Monthbook of Labor Statistics. <http://statdb.cla.gov.tw/html/mon/monehidxl2.htm> (accessed January, 2010).
- Department of Population, Ministry of the Interior, Taipei (2009). The Ministry of the Interior. <http://www.moi.gov.tw/> (accessed February, 2010).
- Douglass, M. (2003). The Singularities of International Migration of Women to Japan. In Douglass, M. and Roberts, G. S. (eds.) *Japan and Global Migration*. London: Routledge.
- Entzinger, H. and Martiniello, M. et al (eds.) (2004). *Migration between States and Markets*. Aldershot: Ashgate.
- Hsia, Hsiao-Chuan. (1997). Selfing and Othering in the "Foreign Brides" Phenomenon: A Study of Class, Gender and Ethnicity in the Transnational Marriages between Taiwanese Men and Indonesian Women. Dissertation, University of Florida.
- International Monetary Fund (2009). World Economic and Financial Surveys: World Economic Outlook Database. <http://www.imf.org/external/pubs/ft/weo/2009/02/weodata/index.aspx> (accessed February, 2010).
- Jones, G. W. (2006). Delayed Marriage in Pacific Asia, Gender Relations and Fertility Crisis. *Working Paper Series*, no. 61, Asia Research Institute, National University of Singapore.
- Jones, G. and Chen, H. S. (2007). International Marriage in East and Southeast Asia: Trends and Research Emphases. *Citizenship Studies*, vol. 12, no. 1: 9-25.
- Lim, L. L. and Oishi, N. (1996). International Labor Migration of Asian Women: Distinctive Characteristics and Policy Concerns. *Asia and*

- Pacific Migration Journal*, vol. 5, no. 1: 85-116.
- National Immigration Office of Taiwan (2009).  
National Immigration Agency. <http://www.immigration.gov.tw/> (accessed February, 2010).
- Piper, N. and Roces, M. (2003). *Wife or Worker: Asian Women and Migration*. Lanham: Rowman & Littlefield Publishers.
- Sassen, S. (2007). *A Sociology of Globalization*. New York: W.W. Norton & Company.
- (2002). Global Cities and Survival Circuits. In Ehrenreich, B. and Hochschild, A. (eds.) *Global Woman: Nannies, Maids, and Sex Workers in the New Economy*. New York: Metropolitan Books.
- Surak, K. (2008). Convergence in Foreigner's Rights and Citizenship Policies? A Look at Japan. *International Migration Review*, vol. 42, no. 3: 550-575.
- Taylor-Goody, P. (ed.) (2004). New Risks and Social Change. In Taylor-Goody, P. *New Risks, New Welfare*. New York: Oxford University Press.
- UNDP (2009). *Human Development Report 2009*. New York: UNDP.
- Yamanaka, K. (2004). Citizenship and Differential Exclusion of Immigrants in Japan. In Yeoh, B. S. A. and Willis, K. (eds.) *State/Nation/Transnation*. London: Routledge.
- Yeates, N. (2009). *Globalizing Care Economies and Migrant Workers*. Houndmills and New York: Palgrave Macmillan.
- Yu-Jose, L. N. (2002). Filipinos in Japan and Okinawa: 1880s-1972. *Study of Languages and Cultures of Asia and Africa Monograph Series*, no. 39. Tokyo University of Foreign Studies.
- World Bank (2009). World Development Indicators 2009 CD-ROM. Washington: World Bank.